

第 21 号

平成30年度山梨県一般会計予算

平成30年度山梨県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 455,590,388 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県	税	95,340,952
	1 県 民 税	34,755,000
	2 事 業 税	22,561,350
	3 地 方 消 費 税	13,152,600
	4 不 動 産 取 得 税	2,033,350
	5 県 た ば こ 税	934,500
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	757,650
	7 自 動 車 取 得 税	1,362,600
	8 軽 油 引 取 税	7,115,150
	9 自 動 車 税	12,653,800
	10 鉦 区 税	250
	11 固 定 資 産 税	2

	12 狩 獵 税	14,700
2 地方消費税清算金		32,746,085
	1 地方消費税清算金	32,746,085
3 地方譲与税		14,687,001
	1 地方法人特別譲与税	13,194,000
	2 地方揮発油譲与税	1,403,000
	3 石油ガス譲与税	90,000
	4 地方道路譲与税	1
4 地方特例交付金		348,000
	1 地方特例交付金	348,000
5 地方交付税		123,883,000
	1 地方交付税	123,883,000
6 交通安全対策特別交付金		301,000
	1 交通安全対策特別交付金	301,000

7 分担金及び負担金		1,848,823
	1 負担金	1,848,823
8 使用料及び手数料		7,578,921
	1 使用料	6,025,196
	2 手数料	1,553,725
9 国庫支出金		47,947,576
	1 国庫負担金	18,002,235
	2 国庫補助金	29,177,570
	3 国庫委託金	767,771
10 財産収入		556,565
	1 財産運用収入	335,476
	2 財産売却収入	221,089
11 寄附金		166,886
	1 寄附金	166,886

12 繰 入 金		39,876,280
	1 特別会計繰入金	23,107,315
	2 基金繰入金	16,768,965
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		30,358,298
	1 延滞金、加算金及び 過 料 等	149,886
	2 県預金及び貸付金等 利 子 収 入	33,376
	3 貸付金等償還金	23,883,538
	4 受託事業収入	1,427,106
	5 収益事業収入	2,433,171
	6 利子割精算金収入	1
	7 雑 入	2,431,220
15 県 債		59,951,000

	1 県 債	59,951,000
歳 入	合 計	455,590,388

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,011,223
	1 議 会 費	1,011,223
2 総 務 費		31,092,488
	1 総 務 管 理 費	12,001,863
	2 企 画 費	9,699,316
	3 徴 税 費	4,171,786
	4 市 町 村 振 興 費	3,154,769
	5 選 挙 費	537,830
	6 防 災 費	875,952
	7 統 計 調 査 費	342,853
	8 人 事 委 員 会 費	134,538
	9 監 査 委 員 費	173,581

3 民 生 費		53,270,803
	1 社 会 福 祉 費	39,729,461
	2 児 童 福 祉 費	12,336,788
	3 生 活 保 護 費	1,086,035
	4 災 害 救 助 費	118,519
4 衛 生 費		16,867,658
	1 公 衆 衛 生 費	4,037,176
	2 環 境 衛 生 費	3,105,103
	3 保 健 所 費	1,139,929
	4 医 薬 費	8,585,450
5 劳 働 費		1,662,504
	1 劳 政 費	162,908
	2 職 業 訓 練 費	1,249,098
	3 劳 働 力 对 策 費	169,216

	4 労働委員会費	81,282
6 農林水産業費		24,523,259
	1 農業水産業費	4,535,924
	2 畜産業費	1,242,882
	3 農地費	8,582,109
	4 林業費	10,162,344
7 商工費		32,380,634
	1 商工費	31,591,344
	2 観光費	789,290
8 土木費		64,050,056
	1 土木管理費	3,205,350
	2 道路橋りょう費	34,246,292
	3 河川砂防費	9,954,423
	4 都市計画費	7,481,106

	5 住 宅 費	9,162,885
9 警 察 費		23,217,232
	1 警 察 管 理 費	20,674,949
	2 警 察 活 動 費	2,542,283
10 教 育 費		90,584,603
	1 教 育 總 務 費	15,322,738
	2 小 学 校 費	25,569,942
	3 中 学 校 費	15,343,154
	4 高 等 学 校 費	17,387,069
	5 特 別 支 援 学 校 費	7,458,079
	6 社 会 教 育 費	2,830,419
	7 保 健 体 育 費	658,469
	8 大 学 費	1,015,215
	9 私 学 振 興 費	4,999,518

11 災 害 復 旧 費		2,809,426
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	321,545
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,487,881
12 公 債 費		81,939,656
	1 公 債 費	81,939,656
13 諸 支 出 金		32,140,846
	1 財 政 調 整 基 金 積 立 金	8,551
	2 自 然 保 護 基 金 積 立 金	100
	3 土 地 開 発 基 金 積 立 金	2,801
	4 公 共 施 設 整 備 等 事 業 基 金 積 立 金	13,770
	5 諸 費	32,115,624
14 予 備 費		40,000
	1 予 備 費	40,000
歲 出 合 計		455,590,388

第2表 継続費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
3 民生費	2 児童福祉費	子どもの心のケア 総合拠点整備費	2,241,239	平成30年度	425,325	
				平成31年度	1,815,914	
10 教育費	4 高等学校費	峡南地域単位制・ 総合制高校建設事業費	4,923,972	平成30年度	328,974	
				平成31年度	3,373,177	
				平成32年度	258,587	
				平成33年度	814,861	
				平成34年度	148,373	
			甲府工業高等学校 専攻科棟建設事業費	766,000	平成30年度	23,822
					平成31年度	736,952
					平成32年度	5,226
			児童心理治療施設附属 支援学校建設事業費	583,542	平成30年度	128,390
					平成31年度	455,152

	5 特別支援学校費	やまびこ支援学校 建設事業費	2,327,253	平成30年度	119,669
				平成31年度	2,181,615
				平成32年度	25,969

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成30年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務を保証すること。	平成30年度から平成31年度まで	7,150,446千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
山梨市の山梨市駅バリアフリー化設備整備事業に対し助成すること。	平成30年度から平成31年度まで	15,000 千円
人事関連システム構築について委託契約を締結すること。	平成31年度	163,080 千円
県税に係る納税通知書等の印刷について請負契約を締結すること。	平成31年度	18,559 千円
自動車保有関係手続きに係るワンストップサービスシステムの整備について委託契約を締結すること。	平成31年度	13,749 千円
県税収納手続きに係るマルチペイメントネットワークシステムの導入について委託契約を締結すること。	平成31年度	5,400 千円
新税務システム機器等の設定について委託契約を締結すること。	平成31年度	71,149 千円

新税務システム機器等の賃借について契約を締結すること。	平成31年度から平成36年度まで	84,357 千円
自動車税納税通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	平成31年度	9,591 千円
総合的行政文書管理システムの改修について委託契約を締結すること。	平成31年度	43,752 千円
人事給与福利厚生システムの改修について委託契約を締結すること。	平成31年度	30,359 千円
平成30年度に医師修学資金及び医師研修資金について貸与契約を締結すること。	平成31年度から平成35年度まで	315,000 千円
平成30年度に医師海外留学資金について貸与契約を締結すること。	平成31年度から平成33年度まで	23,100 千円
平成30年度に看護職員修学資金について貸付けを決定すること。	平成31年度から平成33年度まで	120,564 千円
平成30年度に銀行その他の金融機関が、公益財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成30年度から平成31年度まで	508,000千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
国庫補助障害防止対策治山事業について請負契約を締結すること。	平成31年度	106,669 千円

<p>山梨県信用保証協会が、平成30年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。</p>	<p>平成30年度から平成47年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>
<p>県内中小企業者等の成長分野における新技術、新製品の研究開発事業（産業振興事業）に対し助成すること。</p>	<p>平成30年度から平成31年度まで</p>	<p>80,000 千円</p>
<p>平成30年度にもものづくり人材就業支援事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成を決定すること。</p>	<p>平成30年度から平成40年度まで</p>	<p>32,610 千円</p>

緊急離転職者訓練事業（介護福祉士養成コース等）について委託契約を締結すること。	平成31年度から 平成32年度まで	52,704 千円
平成30年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び公益社団法人全国農地保有合理化協会が、公益財団法人山梨県農業振興公社に事業資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成30年度から 平成40年度まで	262,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
平成30年度融資に係る農業近代化資金の利子補給を行うこと。	平成31年度から 平成50年度まで	融資限度額 1,000,000千円の利率年 1.85%以内
平成30年度融資に係る農業災害対策資金の利子補助を行うこと。	平成31年度から 平成40年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.0%以内
平成30年度融資に係る農村住宅資金の利子補給を行うこと。	平成31年度から 平成45年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内
平成30年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給を行うこと。	平成31年度から 平成40年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内
平成30年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給を行うこと。	平成31年度から 平成55年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.8%以内
平成30年度融資に係る農業経営負担軽減支援資金の利子補給を行うこと。	平成31年度から 平成45年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.95%以内

平成30年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給を行うこと。	平成31年度から平成45年度まで	融資限度額 18,000千円の利率年 0.23%以内
平成30年度融資に係る畜産経営体質強化支援資金の利子補給を行うこと。	平成31年度から平成55年度まで	融資限度額 322,000千円の利率年 0.21%以内
平成30年度に銀行その他の金融機関が、山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	平成30年度から平成39年度まで	7,342,511千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額
一般国道140号道路改良工事(甲府市)について請負契約を締結すること。	平成31年度	700,000 千円
一般国道139号道路改良工事(大月市)について請負契約を締結すること。	平成31年度	200,000 千円
一般国道139号道路改良工事(北都留郡小菅村)について請負契約を締結すること。	平成31年度	60,000 千円
一般国道141号道路改良工事1工区(北杜市)について請負契約を締結すること。	平成31年度	50,000 千円
一般国道300号灯第2トンネル新設工事(南巨摩郡身延町)について請負契約を締結すること。	平成31年度から平成33年度まで	1,600,000 千円

一般国道300号道路改良工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	500,000 千円
一般国道411号かたなばトンネル設備工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結すること。	平成31年度	50,000 千円
一般国道411号道路改良工事 1 工区（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	200,000 千円
一般国道411号道路改良工事 2 工区（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	300,000 千円
一般国道411号道路改良工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結すること。	平成31年度	80,000 千円
一般国道413号道路改良工事（南都留郡道志村）について請負契約を締結すること。	平成31年度	200,000 千円
一般国道141号道路改良工事 2 工区（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	30,000 千円
一般国道411号道路改良工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結すること。	平成31年度	100,000 千円
主要地方道甲府市川三郷線道路改良工事（中央市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	70,000 千円

主要地方道富士川身延線道路改良工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	200,000 千円
主要地方道上野原丹波山線道路改良工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	150,000 千円
主要地方道韮崎昇仙峡線道路改良工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	60,000 千円
主要地方道笛吹市川三郷線道路改良工事（西八代郡市川三郷町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	40,000 千円
主要地方道富士川身延線道路改良工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	200,000 千円
主要地方道河口湖精進線道路改良工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	70,000 千円
主要地方道甲府山梨線道路改良工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	50,000 千円
主要地方道甲斐早川線道路改良工事 2 工区（南巨摩郡早川町）について請負契約を締結すること。	平成31年度から平成33年度まで	2,160,000 千円

主要地方道南アルプス公園線道路改良工事（南巨摩郡早川町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	400,000 千円
一般県道中下条甲府線道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	480,000 千円
一般県道県民の森公園線道路改良工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	100,000 千円
一般県道塩山停車場大菩薩嶺線道路改良工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	150,000 千円
一般県道三日市場南線道路改良工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	100,000 千円
一般県道柵原藤野線道路改良工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	100,000 千円
一般県道大野夏狩線道路改良工事（都留市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	50,000 千円
一般県道鳴沢富士河口湖線道路改良工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	70,000 千円

一般県道富士吉田西桂線道路改良工事 1 工区（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	40,000 千円
一般県道富士吉田西桂線道路改良工事 2 工区（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	150,000 千円
一般県道富士吉田西桂線道路改良工事 1 工区（南都留郡西桂町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	130,000 千円
一般県道富士吉田西桂線道路改良工事 2 工区（南都留郡西桂町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	60,000 千円
一般県道遅沢静川線道路改良工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	100,000 千円
一般国道140号本線・ランプ橋（仮称）下部工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	300,000 千円
一般国道140号濁川・平等川橋（仮称）下部工事 2 工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成31年度から平成32年度まで	700,000 千円

一般国道139号小菅橋下部工事（北都留郡小菅村）について請負契約を締結すること。	平成31年度	150,000 千円
一般国道139号上和田2号橋（仮称）上部工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	150,000 千円
一般国道413号子ッ沢橋（仮称）下部工事（南都留郡道志村）について請負契約を締結すること。	平成31年度	200,000 千円
一般国道411号金運橋（仮称）上部工事2工区（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成31年度から平成32年度まで	900,000 千円
一般国道411号親川橋上部工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結すること。	平成31年度	120,000 千円
主要地方道市川三郷富士川線富士橋下部工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	1,100,000 千円
主要地方道甲府昇仙峡線新長潭橋下部工事（甲斐市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	100,000 千円

主要地方道甲斐早川線古屋敷橋下部工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	100,000 千円
一般県道休息山梨線清水橋下部工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	150,000 千円
一般県道日影笹子線山口橋上部工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	40,000 千円
一般県道高畑谷村停車場線新院辺橋床版工事（都留市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	100,000 千円
一般国道139号電線共同溝工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	60,000 千円
主要地方道甲府韮崎線電線共同溝工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	100,000 千円
一般県道中下条甲府線電線共同溝工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	100,000 千円
一般国道139号深城橋補修工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	130,000 千円
一般国道140号鶏冠山大橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	150,000 千円

一般国道140号西沢大橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	100,000 千円
主要地方道甲府市川三郷線千秋橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	50,000 千円
主要地方道甲府韮崎線千松橋補修工事（甲府市、甲斐市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	120,000 千円
主要地方道甲府昇仙峡線新荒川橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	50,000 千円
主要地方道市川三郷身延線身延橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	70,000 千円
主要地方道富士川身延線御座岩3号栈道橋補修工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	150,000 千円
主要地方道甲斐早川線信玄橋補修工事（甲斐市、南アルプス市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	100,000 千円

主要地方道甲府笛吹線蓬橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	50,000 千円
主要地方道韮崎増富線駒井橋補修工事（韮崎市、北杜市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	80,000 千円
主要地方道甲府中央右左口線岩窪橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	50,000 千円
主要地方道上野原あきる野線鏡渡橋補修工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	100,000 千円
主要地方道上野原あきる野線桐原大橋補修工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	150,000 千円
主要地方道白井甲州線新祝橋補修工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	100,000 千円
主要地方道四日市場上野原線与繩橋補修工事（都留市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	100,000 千円
主要地方道笛吹市川三郷線鳥坂橋補修工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	50,000 千円

一般県道山梨笛吹線四ノ橋補修工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	50,000 千円
一般県道富士河口湖富士線河口湖大橋補修工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	100,000 千円
一級河川鎌田川基幹河川改修工事1工区（中央市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	70,000 千円
一級河川鎌田川基幹河川改修工事2工区（中央市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	70,000 千円
一級河川鎌田川基幹河川改修工事3工区（中央市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	70,000 千円
一級河川鎌田川基幹河川改修工事4工区（中央市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	80,000 千円
一級河川鎌田川基幹河川改修工事5工区（中央市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	60,000 千円
一級河川藤川基幹河川改修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	80,000 千円

一級河川五明川排水機場更新工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	50,000 千円
一級河川間門川改修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	200,000 千円
一級河川古川改修工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	50,000 千円
一級河川鎌田川改修工事 1 工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	70,000 千円
一級河川鎌田川改修工事 2 工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	70,000 千円
広瀬ダム管理用制御処理設備更新工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	180,000 千円
塩川ダム管理用制御処理設備更新工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	180,000 千円
富士川水系壺沢川通常砂防工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	40,000 千円
富士川水系古杣西沢通常砂防工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	60,000 千円
富士川水系日川通常砂防工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	60,000 千円

富士川水系中の入沢通常砂防工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	50,000 千円
富士川水系天狗沢通常砂防工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	50,000 千円
富士川水系日川通常砂防工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	50,000 千円
富士川水系谷津川通常砂防工事（西八代郡市川三郷町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	40,000 千円
富士川水系下部川通常砂防工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	40,000 千円
富士川水系芝草沢通常砂防工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	40,000 千円
富士川水系雨河内川通常砂防工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	50,000 千円
富士川水系戸樋の沢川通常砂防工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	80,000 千円
富士川水系畔沢川通常砂防工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	50,000 千円

富士川水系東沢通常砂防工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	40,000 千円
相模川水系テントウ沢通常砂防工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	70,000 千円
富士川水系不動沢火山砂防工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	100,000 千円
富士川水系和入沢火山砂防工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	30,000 千円
富士川水系向沢火山砂防工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	40,000 千円
富士川水系増富沢火山砂防工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	40,000 千円
松山地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	60,000 千円
殿畑地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	50,000 千円
中村地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	60,000 千円
七里岩地区急傾斜地崩壊対策工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	60,000 千円

横道地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	40,000 千円
久保地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	平成31年度	40,000 千円
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結すること。	平成31年度	105,000 千円
都市計画道路太田町蓬沢線道路改良工事（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結すること。	平成31年度	225,000 千円
都市計画区域マスタープラン改定業務について委託契約を締結すること。	平成31年度	4,663 千円
県営住宅貢川団地改修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	382,000 千円
県営住宅東山梨団地改修工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	397,000 千円
県営住宅貢川団地改修工事（甲府市）の監理業務について委託契約を締結すること。	平成31年度	8,000 千円
県営住宅玉川団地建替工事（甲斐市）の設計業務について委託契約を締結すること。	平成31年度	60,000 千円

県営住宅東山梨団地改修工事（山梨市）の監理業務について委託契約を締結すること。	平成31年度	10,000 千円
県営住宅使用料納入通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	平成31年度	2,354 千円
自動車保管場所証明関係手続きに係るマルチペイメントネットワークシステムの導入について委託契約を締結すること。	平成31年度	4,558 千円
自動車保管場所証明電子化システム機器等の賃借について契約を締結すること。	平成31年度から平成36年度まで	237,211 千円

第4表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地費	1,847,000	普通貸借又は 普通債券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林業費	2,274,000	同上	同上	同上
道路橋りょう費	7,651,000	同上	同上	同上
河川砂防費	2,828,000	同上	同上	同上
都市計画費	1,174,000	同上	同上	同上
住宅費	414,000	同上	同上	同上
国直轄事業費負担金	9,040,000	同上	同上	同上

災 害 復 旧 費	1,071,000	同	上	同	上	同	上
富士山五合目園地整備費	15,000	同	上	同	上	同	上
アスベスト含有 県有施設管理費	2,000	同	上	同	上	同	上
南都留合同庁舎整備費	54,000	同	上	同	上	同	上
地域公共ネットワーク 整 備 費	4,000	同	上	同	上	同	上
全国瞬時警報システム 整 備 費	1,000	同	上	同	上	同	上
高齢者居室等整備資金 貸 付 金	4,000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備費	277,000	同	上	同	上	同	上
障害児（者）施設 整 備 費	15,000	同	上	同	上	同	上
子どもの心のケアに係る 総合拠点整備費	303,000	同	上	同	上	同	上
県立病院機構貸付金	1,571,000	同	上	同	上	同	上
八ヶ岳牧場整備費	52,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	4,941,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	490,000	同	上	同	上	同	上

河川等整備事業費	403,000	同	上	同	上	同	上
高等学校建設費	686,000	同	上	同	上	同	上
特別支援学校整備費	420,000	同	上	同	上	同	上
富士北麓公園 陸上競技場整備費	383,000	同	上	同	上	同	上
駐在所等整備費	54,000	同	上	同	上	同	上
警察本部庁舎等整備費	957,000	同	上	同	上	同	上
警察官待機宿舎 整備費	56,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	335,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	20,629,000	同	上	同	上	同	上
退職手当債	2,000,000	同	上	同	上	同	上
計	59,951,000						

第 22 号

平成30年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

平成30年度山梨県恩賜県有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,313,661 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,000
	1 負担金	5,000
2 使用料及び手数料		1,960,144
	1 使用料	1,960,144
3 県支出金		1,240,457
	1 県補助金	1,240,457
4 財産収入		2,549,565
	1 財産運用収入	2,300,517
	2 財産売払収入	249,048
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰入金		142,680

	1 基金繰入金	142,680
7 繰越金		407,516
	1 繰越金	407,516
8 諸収入		2,928
	1 受託事業収入	560
	2 延滞金、加算金及び 過 料	1
	3 雑 入	2,367
9 県 債		1,005,370
	1 県 債	1,005,370
歳 入 合 計		7,313,661

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 費		900,183
	1 管 理 費	900,183
2 事 業 費		2,809,399
	1 事 業 費	2,809,399
3 交 付 金		2,055,116
	1 交 付 金	2,055,116
4 公 債 費		1,237,963
	1 公 債 費	1,237,963
5 繰 出 金		310,000
	1 一 般 会 計 繰 出 金	310,000
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000

歲 出 合 計	7,313,661
---------	-----------

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道費	549,000	普通貸借又は 普通債券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林道災害復旧費	34,000	同上	同上	同上
借換債	422,370	同上	同上	同上
計	1,005,370			

第 23 号

平成30年度山梨県災害救助基金特別会計予算

平成30年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 224,071 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		57,321
	1 国庫負担金	57,321
2 財産収入		52
	1 財産運用収入	52
3 繰入金		85,698
	1 繰入金	85,698
4 県債		81,000
	1 県債	81,000
歳入	合計	224,071

歳 出

款	項	金 額
1 災 害 救 助 費		224,071
	1 災 害 救 助 費	224,071
歳 出 合 計		224,071

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無利子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

第 24 号

平成30年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成30年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 183,165 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		5,084
	1 繰入金	5,084
2 繰越金		105,547
	1 繰越金	105,547
3 諸収入		72,534
	1 貸付金元利収入	72,528
	2 雑収入	6
歳入合計		183,165

歳 出

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費		145,270
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	145,270
2 公 債 費		24,302
	1 公 債 費	24,302
3 繰 出 金		13,593
	1 一 般 会 計 繰 出 金	13,593
歳 出	合 計	183,165

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成30年度に母子父子寡婦福祉資金について貸付けを決定すること。	平成31年度から平成35年度まで	115,992 千円

第 25 号

平成30年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

平成30年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,869,887 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		1,782,473
	1 繰越金	1,782,473
2 諸収入		2,337,414
	1 貸付金償還金	2,329,450
	2 雑入	7,964
3 県債		750,000
	1 県債	750,000
歳入合計		4,869,887

歲 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化 資金貸付金		4,869,887
	1 中小企業近代化 資金貸付金	4,869,887
歲 出	合 計	4,869,887

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
<p>公益財団法人やまなし産業支援機構が、平成30年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。</p>	<p>平成30年度から平成40年度まで</p>	<p>借入元本 500,000 千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の 45%以内（リースにあっては50%以内）</p>

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等 設備導入資金貸付金	750,000	普通貸借	0.5%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める融 資条件による。
計	750,000			

第 26 号

平成30年度山梨県農業改良資金特別会計予算

平成30年度山梨県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 31,492 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		423
	1 繰入金	423
2 繰越金		22,425
	1 繰越金	22,425
3 諸収入		8,644
	1 貸付金償還金	8,613
	2 雑入	31
歳入合計		31,492

歲 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金		31,492
	1 資 金 貸 付 金	31,492
歲 出 合 計		31,492

第 27 号

平成30年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

平成30年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,200,358 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		2,000,000
	1 繰入金	2,000,000
2 繰越金		6,951
	1 繰越金	6,951
3 諸収入		1,193,407
	1 貸付金元利収入	1,193,407
歳入	合計	3,200,358

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		3,200,358
	1 資 金 貸 付 金	3,200,358
歳 出 合 計		3,200,358

第 28 号

平成30年度山梨県県税証紙特別会計予算

平成30年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,823,922 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県税証紙収入		1,823,920
	1 県税証紙収入	1,823,920
2 繰越金		2
	1 繰越金	2
歳入合計		1,823,922

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		1,823,922
	1 一 般 会 計 繰 出 金	1,823,922
歳 出 合 計		1,823,922

第 29 号

平成30年度山梨県集中管理特別会計予算

平成30年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 105,300,974 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		53,864
	1 使用料	53,864
2 繰入金		52,644
	1 繰入金	52,644
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		105,194,465
	1 振替収入	105,194,465
歳入合計		105,300,974

歳 出

款	項	金 額
1 自動車管理費		39,102
	1 自動車管理費	39,102
2 給与管理費		105,161,823
	1 給与管理費	105,161,823
3 通信管理費		72,000
	1 通信管理費	72,000
4 車両燃料管理費		28,049
	1 車両燃料管理費	28,049
歳 出	合 計	105,300,974

第 30 号

平成30年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

平成30年度山梨県商工業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 44,490,084 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		21,978,514
	1 繰入金	21,978,514
2 諸収入		22,511,570
	1 貸付金償還金	22,511,570
歳入合計		44,490,084

歳 出

款	項	金 額
1 商工業振興資金 貸付金		44,490,084
	1 商工業振興資金 貸付金	21,979,014
	2 一般会計繰出金	22,511,070
歳 出	合 計	44,490,084

第 31 号

平成30年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成30年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 83,969 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,417
	1 繰入金	1,417
2 繰越金		61,188
	1 繰越金	61,188
3 諸収入		21,364
	1 貸付金償還金	21,362
	2 雑入	2
歳入合計		83,969

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金貸付金		72,466
	1 資金貸付金	72,466
2 木材産業等高度化 推進資金貸付金		11,503
	1 資金貸付金	11,503
歳 出 合 計		83,969

第 32 号

平成30年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成30年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,284,233 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,848,525
	1 負担金	3,848,525
2 県支出金		524,984
	1 県補助金	524,984
3 繰入金		1,570,806
	1 繰入金	1,570,806
4 繰越金		1,221
	1 繰越金	1,221
5 県債		338,697
	1 県債	338,697
歳入合計		6,284,233

歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道費		4,696,976
	1 流域下水道管理費	3,743,752
	2 流域下水道事業費	953,224
2 公 債 費		1,586,257
	1 公 債 費	1,586,257
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		6,284,233

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
富士北麓流域下水道建設事業に係る富士北麓浄化センター沈砂池設備更新工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	70,000 千円
釜無川流域下水道建設事業に係る双葉ポンプ場直流電源盤等設備更新工事（甲斐市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	84,000 千円
釜無川流域下水道建設事業に係る双葉ポンプ場、釜無川浄化センター監視制御設備更新工事（甲斐市）について請負契約を締結すること。	平成31年度	15,000 千円

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道管理費	68,000	普通貸借又は 債券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
流域下水道事業費	184,000	同上	同上	同上
借換債	86,697	同上	同上	同上
計	338,697			

第 33 号

平成30年度山梨県公債管理特別会計予算

平成30年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 131,894,327 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入		133,634
	1 財産運用収入	133,634
2 繰入金		85,347,306
	1 一般会計繰入金	81,919,656
	2 基金繰入金	3,427,650
3 県債		46,413,387
	1 県債	46,413,387
歳入合計		131,894,327

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		131,760,693
	1 公 債 費	131,760,693
2 諸 支 出 金		133,634
	1 県債管理基金積立金	133,634
歳 出 合 計		131,894,327

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	46,413,387	普通貸借又は 普通債券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	46,413,387			

第 34 号

平成30年度山梨県国民健康保険特別会計予算

平成30年度山梨県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 78,497,017 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		51,023,219
	1 負担金	51,023,219
2 国庫支出金		22,229,278
	1 国庫負担金	15,951,449
	2 国庫補助金	6,277,829
3 財産収入		179
	1 財産運用収入	179
4 繰入金		5,244,341
	1 一般会計繰入金	5,244,341
歳入合計		78,497,017

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		45,220
	1 総 務 管 理 費	44,801
	2 国民健康保険運営 協 議 会 費	419
2 保 険 給 付 費 等 金 交 付		63,053,001
	1 保険給付費等交付金	63,053,001
3 介 護 納 付 金		4,416,185
	1 介 護 納 付 金	4,416,185
4 前 期 高 齡 者 納 付 金		37,193
	1 前 期 高 齡 者 納 付 金	37,193
5 後 期 高 齡 者 支 援 金		10,881,399
	1 後 期 高 齡 者 支 援 金	10,881,399
6 病 床 転 換 支 援 金		69

	1 病床轉換支援金	69
7 共同事業拠出金		63,654
	1 共同事業拠出金	63,654
8 保健事業費		117
	1 保健事業費	117
9 諸支出金		179
	1 国民健康保険財政安定化基金積立金	179
歳出合計		78,497,017

第 35 号

平成30年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成30年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 477,932,500 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 電気事業収益	5,039,410 千円
第 1 項 営 業 収 益	4,869,108 千円
第 2 項 財 務 収 益	1,749 千円
第 3 項 事 業 外 収 益	168,523 千円
第 4 項 特 別 利 益	30 千円

支 出

第 1 款 電気事業費用	4,416,659 千円
第 1 項 営 業 費 用	4,131,841 千円
第 2 項 財 務 費 用	18,419 千円
第 3 項 事 業 外 費 用	261,369 千円

第4項 特別損失 30 千円

第5項 予備費 5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,202,353 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 117,942 千円、減債積立金 145,769 千円、建設改良積立金 777,034 千円、中小水力発電開発改良積立金 56,000 千円、地域文化振興等積立金 321,500 千円及び過年度分損益勘定留保資金 784,108 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 3,262,874 千円

第1項 固定資産売却代金 10 千円

第2項 長期貸付金償還金 3,250,864 千円

第3項 国庫補助金 12,000 千円

支 出

第1款 資本的支出 5,465,227 千円

第1項 水力発電所建設費 347,000 千円

第2項 小水力発電所建設費 426,600 千円

第3項 水力発電設備改良費 866,592 千円

第4項 業務設備改良費 26,250 千円

第5項 事業外設備改良費 76,356 千円

第6項 水力発電地点等開発調査費 71,108 千円

第7項	水力発電設備改良調査費	33,480 千円
第8項	企業債償還金	145,769 千円
第9項	出資金	3,222,072 千円
第10項	繰出金	250,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 水力発電所建設費	保川発電所建設事業	2,156,000 千円	平成30年度	347,000 千円
				平成31年度	540,000 千円
				平成32年度	1,269,000 千円
	2 小水力発電所建設費	西山ダム維持放流発電所建設事業	162,000 千円	平成30年度	27,000 千円
				平成31年度	135,000 千円
	3 水力発電設備改良費	西山ダム維持放流設備建設事業	151,200 千円	平成30年度	60,480 千円
平成31年度				90,720 千円	

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,056,729 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。

第 36 号

平成30年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成30年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 給湯口数 | 499 口 |
| (2) 年間総給湯量 | 723,400 立方メートル |
| (3) 一日平均給湯量 | 1,981 立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 温泉事業収益	144,539 千円
第 1 項 営業収益	136,527 千円
第 2 項 営業外収益	8,002 千円
第 3 項 特別利益	10 千円

支 出

第 1 款 温泉事業費用	173,026 千円
第 1 項 営業費用	167,745 千円
第 2 項 営業外費用	3,947 千円

第3項 特別損失	334 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 70,410 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,411 千円、建設改良積立金 21,600 千円及び過年度分損益勘定留保資金 46,399 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	10 千円
第1項 固定資産売却代金	10 千円

支 出

第1款 資本的支出	70,420 千円
第1項 温泉事業設備改良費	70,420 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 43,163 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,747 千円と定める。

第 37 号

平成30年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成30年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員 231,700 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 地域振興事業収益	162,098 千円
第 1 項 営 業 収 益	162,000 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	88 千円
第 3 項 特 別 利 益	10 千円
支 出	
第 1 款 地域振興事業費用	162,086 千円
第 1 項 営 業 費 用	150,732 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	10,344 千円
第 3 項 特 別 損 失	10 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 57,038 千円は、過年度分損益勘定留保資金 28,376 千円及び当年度分損益勘定留保資金 28,662 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	3,222,082 千円
第1項 出 資 金	3,222,072 千円
第2項 固定資産売却代金	10 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,279,120 千円
第1項 地域振興事業設備改良費	27,256 千円
第2項 他会計借入金償還金	3,250,864 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間